



和歌山市公報

令和8年（2026年）7月15日
第1827号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
56	和歌山市特定都市河川浸水被害対策法施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・（河川港湾課）	3
57	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	17

【 告 示 】

254	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	18
255	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	19
256	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	20
258	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	21
259	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	22
260	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の更新・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	23
261	公示送達（令和8年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	24
262	公示送達（令和8年度固定資産税・都市計画納税通知書）・・・・・・・・（資産税課）	25
263	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（介護保険課）	26
264	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（介護保険課）	27
265	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定・・・・・・・・（介護保険課）	28
266	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・（介護保険課）	29

【 公 告 】

○	土地収用法による「公示による通知があった旨」の公告・・・・・・・・（道路建設課）	30
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課）	31

【 選挙管理委員会告示 】

27	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	32
28	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	34
29	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画総数等・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	35
30	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動ポスターの掲示を開始する日・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	36
31	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局）	37
32	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所・・・（選挙管理委員会事務局）	38
33	和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における第6・5投票区及び第9・3	

投票区の閉鎖時刻の繰上げ・	(選挙管理委員会事務局)	39
34 選挙人名簿の登録要領・	(選挙管理委員会事務局)	40
35 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票管理者及びその職務 代理者・	(選挙管理委員会事務局)	41
36 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理 者及びその職務代理者・	(選挙管理委員会事務局)	42

【 農業委員会公告 】

○ 農業委員会の招集・	(農業委員会事務局)	43
-----------------------	------------	----

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法施行細則を公布する。

令和 8 年 7 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 56 号

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号。第 9 条において「政令」という。）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号。以下「省令」という。）及び和歌山市特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（令和 8 年条例第 18 号。第 10 条において「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（雨水浸透阻害行為協議書の添付図書）

第 2 条 省令第 16 条第 1 項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第 18 条第 1 項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（計画説明書）

第 3 条 省令第 16 条第 2 項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第 30 条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第 31 条第 1 項第 3 号に規定する対策工事をいう。以下同じ。）の工事工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等）

第 4 条 法第 37 条第 2 項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 法第 37 条第 3 項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書（別記様式第 3 号）を提出することにより行うものとする。

3 法第 37 条第 4 項において準用する法第 35 条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書を提出することにより行うものとする。

4 第 1 項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第 18 条第 1 項各号に掲げる図書のうち法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項の変更（法第 37 条第 1 項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第 18 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により添付する図書について準用する。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第 5 条 法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書（別記様式第 4 号）により、市長に届け出なければならない。

（工程の終了の報告）

第 6 条 法第 30 条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第 2 条第 6 項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。次条において同じ。）の設置の工程又は市長があらかじめ指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事

を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を市長に報告しなければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書）

第7条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （1）設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2，500分の1以上のものに限る。）
- （2）雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上のものに限る。）
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書）

第8条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- （1）廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- （2）雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2，500分の1以上のものに限る。）

（検査済証の交付）

第9条 市長は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が政令第9条第1項で定める基準に適合すると認めたときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（別記様式第5号）を法第30条の許可を受けた者に交付するものとする。

（標識の様式）

第10条 次の各号に掲げる標識等は、当該各号に定める様式によるものとする。

- （1）条例第3条の規定による標識 別記様式第6号
- （2）法第41条第3項の規定による公示 別記様式第7号
- （3）条例第4条の規定による標識 別記様式第8号
- （4）条例第5条の規定による標識 別記様式第9号
- （5）法第73条第3項の規定による公示 別記様式第10号

（立入検査員証明書）

第11条 法第42条第2項及び第74条第2項の証明書は立入検査員証明書（別記様式第11号）によるものとし、法第77条第5項において準用する法第74条第2項に規定する証明書は立入検査員証明書（別記様式第12号）によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設 計 者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号						
	氏名									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運 動 場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運 動 場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計	
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行 為 前 の 流 出 係 数					行 為 後 の 流 出 係 数				
	行 為 前 の 流 出 雨 水 量			(m ³ /秒)		行 為 後 の 流 出 雨 水 量			(m ³ /秒)	
	雨 水 貯 留 浸 透 施 設 の 計 画			名 称		容量又は規模及び構造		管理者（帰属先）		
そ の 他										

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第2号（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書									
年 月 日									
（宛先）和歌山市長 申請者（協議者） 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号									
特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 雨水浸透阻害行為 第37条第4項において準用する同法第35条の規定により、 の許可を受けた事項の変更について 許可を申請 について協議が成立した 協 議 します。									
変更に係る事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>2 雨水浸透阻害行為区域の面積</td> <td style="text-align: right;">(m²)</td> </tr> <tr> <td>3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 対策工事の計画の概要</td> <td></td> </tr> </table>	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要		4 対策工事の計画の概要	
1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称									
2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)								
3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要									
4 対策工事の計画の概要									
変 更 の 理 由									
雨水浸透阻害行為の許可番号 年 月 日 第 号									
工伴 工事の 計画の 変更 する 事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>3 対策工事の着手予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>4 対策工事の完了予定年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table>	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日								
2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日								
3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日								
4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日								
そ の 他 必 要 な 事 項									
※ 受 付 番 号 年 月 日 第 号									
※変更の許可に付した条件									
※ 変 更 の 許 可 番 号 年 月 日 第 号									

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書			
年 月 日			
(宛先) 和歌山市長			
届出者 住 所 氏 名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号			
特定都市河川浸水被害対策法第 3 7 条第 3 項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。			
雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 和歌山市指令 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含ま れる地域の名称			
変 更 に 係 る 事 項	雨水浸透阻害行為 に関する工事の着 手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為 に関する工事の完 了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予 定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予 定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 4 号（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

和歌山市特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 和歌山市指令 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
工事施工者 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
	連 絡 場 所	（電話番号）
	現場管理者の氏 名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号（第 9 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証		
第 年 月 日 号		
様		
和歌山市長		
印		
次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法施行令第 9 条第 1 項で定める技術的基準に適合していることを証明します。		
許 可 番 号	年 月 日 号 和歌山市指令 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号(第 1 0 条関係)

← 9 0 センチメートル →	
雨 水 貯 留 浸 透 施 設	
和 歌 山 市	
施設の名称 検査済証番号 施設の容量又は規模及び構造の概要 和歌山県知事の許可を要する行為 施設の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先	
○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第 3 0 条の許可に係る工事により設置されたものです。	

↑
7 0
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
↓

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 1 5 センチメートル、横 3 0 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 1 5 センチメートル」とする。

別記様式第7号（第10条関係）

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの)の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、年 月 日付
 けで を命じた。

年 月 日

和歌山市長



別記様式第 8 号（第 10 条関係）

← 90 センチメートル →	
保 全 調 整 池	
和 歌 山 市	
名称 指定番号 容量及び構造の概要 和歌山県知事への届出を要する行為 保全調整池の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先	↑ 70 セ ン チ メ ー ト ル ↓
○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第 44 条第 1 項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

別記様式第 9 号（第 1 0 条関係）

← 9 0 センチメートル →	
貯 留 機 能 保 全 区 域 和 歌 山 市	
名称 指定番号 位置 貯留機能保全区域の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先	↑ 7 0 セ ン チ メ ー ト ル ↓
○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第 5 3 条第 1 項の規定により指定されたものです。	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 1 5 センチメートル、横 3 0 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 1 5 センチメートル」とする。

別記様式第10号 (第10条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令

(浸水被害防止区域に関するもの)の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、年 月 日付
 けで を命じた。

年 月 日

和歌山市長



別記様式第 11 号（第 11 条関係）

（表面）

第 号	6 センチメートル
立 入 検 査 員 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第 42 条第 1 項及び第 74 条第 1 項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。	
交付年月日 年 月 日	
和歌山市長 印	
8 センチメートル	

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）
（立入検査） 第 42 条 都道府県知事等は、第 30 条、第 37 条第 1 項、第 38 条第 2 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物等を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （立入検査） 第 74 条 都道府県知事等は、第 57 条第 1 項、第 62 条第 1 項、第 63 条第 2 項、第 64 条、第 66 条、第 71 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第 12 号（第 11 条関係）

（表面）

第 号	
立 入 検 査 員 証 明 書	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第 77 条第 1 項の規定により立入検査 をすることができる者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
和歌山市長	印

6 センチメートル

8 センチメートル

（裏面）

特定都市河川浸水被害対策法（抜粋）
（立入検査）
第 74 条 （略）
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
（測量又は調査のための土地の立入り等）
第 77 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第 3 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項の規定による特定都市河川流域の規定又は第 44 条第 1 項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。
2～4 （略）
5 第 74 条第 2 項の規定は、第 1 項の場合について準用する。
6～10 （略）

（令和 8 年 7 月 13 日 掲 示 済）

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 5 7 号

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（令和 8 年条例第 1 9 号）の施行期日は、令和 8 年 9 月 5 日とする。

（令和 8 年 7 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 2 5 4 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 6 月 1 6 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番地 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 8 年 7 月 8 日揭示済)

和歌山市告示第 2 5 5 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、市民図書館、南保健センター	令和 8 年 6 月 1 7 日、同月 1 9 日及び同月 2 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番地 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 8 年 7 月 8 日揭示済)

和歌山市告示第 2 5 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 8 年 7 月 9 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 3 月 2 3 日及び同月 2 8 日	令和 8 年 4 月 8 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 8 年 3 月 1 9 日	令和 8 年 4 月 8 日
和歌山市内一円市道上及び太田第 2 公園	令和 8 年 3 月 1 9 日、同月 2 5 日及び同月 3 0 日	令和 8 年 4 月 8 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番地 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

（令和 8 年 7 月 8 日揭示済）

和歌山市告示第 2 5 8 号

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 1 5 年規則第 1 1 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏 名	診療科目	診断する障害 の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
池田 健太郎	内科、 循環器内科、 呼吸器内科、 糖尿病内科	じん臓機能障害、 肝臓機能障害	医療法人殿最会 みながクリニック	和歌山市友田町 4－1 8	令和 8 年 7 月 1 日
薮内 俊宜	内科	肢体不自由	うちクリニック	和歌山市黒田 2 丁目 1 番地 1 8 第 2 ひらたパーク ハイツ 1 0 6	令和 8 年 7 月 1 日
渡邊 創	呼吸器内科	呼吸器機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 2 0 番地	令和 8 年 7 月 1 日
中保 良太	泌尿器科	ぼうこう機能障 害、 直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 2 0 番地	令和 8 年 7 月 1 日
小代 麻由	脳神経内科	肢体不自由	和歌山ろうさい病院	和歌山市木ノ本 9 3－1	令和 8 年 7 月 1 日
柴崎 昇	泌尿器科	ぼうこう機能障 害、 直腸機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目 2 0 番地	令和 8 年 7 月 1 日
水本 有紀	消化器外科	直腸機能障害、 小腸機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1－1	令和 8 年 7 月 1 日
山田 裕規	消化器内科	肝臓機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 8 1 1－1	令和 8 年 7 月 1 日
安藤 宗治	整形外科	肢体不自由	和歌山ろうさい病院	和歌山市木ノ本 9 3－1	令和 8 年 7 月 1 日

（令和 8 年 7 月 1 0 日掲示済）

和歌山市告示第 259 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 10 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
コノハナ薬局	和歌山市黒田 105-1-B	調剤	令和 8 年 7 月 1 日

（令和 8 年 7 月 10 日揭示済）

和歌山市告示第 260 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 10 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療 の種類	指定年月日
ユニスマイル薬局 そのべ店	和歌山市園部 596-16	調剤	令和 8 年 6 月 1 日
あおば調剤薬局	和歌山市黒田 281 番地 5	調剤	令和 8 年 7 月 1 日
あやめ調剤薬局	和歌山市岩橋 313	調剤	令和 8 年 7 月 1 日
幹在宅看護センター	和歌山市冬野 703-9	訪問看護	令和 8 年 7 月 1 日

(令和 8 年 7 月 10 日揭示済)

和歌山市告示第 2 6 1 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 8 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和 8 年 7 月 1 4 日揭示済)

和歌山市告示第 2 6 2 号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 8 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和 8 年度第 1 期分の納期限は、令和 8 年 7 月 3 1 日とする。

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 1 4 日揭示済）

和歌山市告示第 2 6 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 9 0 1 0 1 6 7 0	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサービス 和歌山市園部 1 1 0 - 6	地域密着型通所介護	令和 8 年 6 月 3 0 日

(令和 8 年 7 月 1 5 日 掲 示 済)

和歌山市告示第 2 6 4 号

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3 0 9 0 1 0 1 6 7 0	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサービス 和歌山市園部 1 1 0 - 6	予防給付型通所 サービス	令和 8 年 6 月 3 0 日
3 0 7 1 8 0 0 6 2 1	合同会社三栄メディカルケア	デイサービスソレイユプラス 和歌山県岩出市野上野 9 8 - 3	予防給付型通所 サービス	令和 8 年 6 月 2 6 日
3 0 7 1 4 0 1 2 5 5	株式会社 I S M	実～みのり～ 和歌山県海南市井田 1 5 1 - 4	予防給付型通所 サービス	令和 8 年 6 月 3 0 日

（令和 8 年 7 月 1 5 日揭示済）

和歌山市告示第 265 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文及び第 53 条第 1 項本文による指定をしたので、同法第 78 条及び第 115 条の 10 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 15 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91875	ライフアクセス株式 会社	ゆたか訪問看護 和歌山市元寺町 3 丁目 5 5 番地	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 8 年 7 月 1 日
30601 91883	ファミリア合同会社	ファミリア訪問看護ステー ション 和歌山市和歌浦南 1-1- 20	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 8 年 7 月 1 日
30701 15484	有限会社プログレス	訪問介護ステーションあい 船所 和歌山市船所 5 5	訪問介護	令和 8 年 7 月 1 日
30701 15492	株式会社 K l e e	ヘルパーステーション G E T U P 和歌山市小雑賀 2-4-1 6 A 号室	訪問介護	令和 8 年 7 月 1 日
30701 15500	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサービス 和歌山市園部 110-6	通所介護	令和 8 年 7 月 1 日

（令和 8 年 7 月 15 日揭示済）

和歌山市告示第 2 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の第 1 号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 2 8 年規則第 9 4 号）第 1 6 条の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
3 0 7 0 1 1 5 4 8 4	有限会社プログレス	訪問介護ステーション あい船所 和歌山市船所 5 5	予防給付型訪問サ ービス 生活支援型訪問サ ービス	令和 8 年 7 月 1 日
3 0 7 0 1 1 5 5 0 0	株式会社 G r e e n	オリーブの丘デイサー ビス 和歌山市園部 1 1 0 - 6	予防給付型通所サ ービス	令和 8 年 7 月 1 日

（令和 8 年 7 月 1 5 日 掲 示 済）

和歌山市公報（第 1 8 2 7 号） 令和 8 年（2 0 2 6 年）7 月 1 5 日
公 告

下のとおり公示による通知がありましたので、土地収用法施行令第 6 条の 2 において準用する第 5 条第 4 項の規定に基づき、お知らせします。

記

1 通知すべき事項を記載した書類の名称

和歌山県収用委員会が発出した令和 8 年 7 月 8 日付け和収第 11 号の 8 「審理の開催について（通知）」

2 通知を受けるべき者

和歌山県和歌山市今福 1 丁目 97 番 1 及び 2 の土地所有者のうち、下記の者

トミタ メリコ

住所不明

太田 キンジ

住所不明

太田 ブンイチ

住所不明

3 公示による通知に係る掲示及び掲載の事実

① 掲示のされている場所

和歌山県掲示場（和歌山県庁本庁 庁舎前掲示場）

② 掲示を始めた年月日

令和 8 年 7 月 9 日

③ 掲載される公報

令和 8 年 7 月 1 7 日付けの和歌山県報第 7 3 6 号

令和 8 年 7 月 9 日

和歌山市長 尾花 正啓

（令和 8 年 7 月 9 日掲示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市松島字中新田 5 4 4 番 2

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階

電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 2 0 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 8 年 7 月 1 0 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 7 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 9 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 8 年 7 月 1 3 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市七番丁 1 7 番地
和歌山朝日ビルディング 5 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 在外選挙人名簿から抹消するについて
 - (3) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の設置場所について
 - (4) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法について
 - (5) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示することができる日について
 - (6) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の選任について
 - (7) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所を定めるについて
 - (8) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
 - (9) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長にする届出等の受理場所について
 - (10) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序について
 - (11) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序及び選挙公報への掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
 - (12) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時について
 - (13) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における開票事務と選挙会事務との合同について
 - (14) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表場所について
 - (15) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における個人演説会等の施設の設備の程度の承認及び候補者等が納付すべき費用の額の承認について
 - (16) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について
 - (17) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録要領について
 - (18) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における登録の移替えをしない期間を定めるについて
 - (19) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所等を定めるについて
 - (20) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票

を行う場所の開始時刻の繰下げについて

- （2 1）和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における不在者投票の投票用紙及び投票用封筒等の郵便等をもって発送する日を定めるについて
- （2 2）委員長専決処分について
- （2 3）和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- （2 4）和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所の投票立会人の選任について
- （2 5）和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- （2 6）和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

（令和 8 年 7 月 1 0 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 8 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における
ポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- | | | |
|---|-------|----------|
| 1 | 設置箇所数 | 5 9 0 箇所 |
| 2 | 設置場所 | 別表のとおり |
- （別表省略）

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 9 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における
ポスター掲示場の区画の総数、区画番号及び表示方法を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

表示方法

- | | | | |
|---|------------|--|------------|
| 1 | 区画の総数 | 和歌山市長選挙 | 3 段 1 2 区画 |
| | | 和歌山市議会議員補欠選挙 | 3 段 1 5 区画 |
| 2 | 区画番号及び表示方法 | 掲示場の区画ごとに、1 から区画の総数までの一連番号を右上
段から右下段の順に、順次左へ同様の順序によって各区画の中
央に表示する。 | |

（令和 8 年 7 月 1 3 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 0 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場に選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

掲示を開始することができる日 令和 8 年 8 月 2 日（日）
(令和 8 年 7 月 1 3 日掲示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 1 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

選挙区	選挙長		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
和歌山市	和歌山市	宮原 秀明	和歌山市	木 佳明

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 2 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における各投票区
の投票所を、次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 3 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における第 6 5 投票区及び第 9 3 投票区の閉鎖時刻を次のように繰り上げる。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 投票所名 第 6 5 投票区 加太地区会館大川分館
第 9 3 投票区 滝畑地区公民館

- 2 閉鎖時刻 午後 6 時 0 0 分

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 4 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録要領を、次のとおり定める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- | | |
|----------|----------------|
| 1 基準となる日 | 令和 8 年 8 月 1 日 |
| 2 登録を行う日 | 令和 8 年 8 月 1 日 |
| 3 異議申出日 | 令和 8 年 8 月 2 日 |

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 5 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別表省略）

（令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 3 6 号

令和 8 年 8 月 9 日執行予定の和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を、次のように選任する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

(別表省略)

(令和 8 年 7 月 1 3 日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 7 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和 8 年 7 月 1 0 日 1 3 時 0 0 分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- （1）和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- （2）農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （3）事業計画変更申請に対する意見について
- （4）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （5）非農地通知について

（令和 8 年 7 月 7 日揭示済）